

処 分 基 準

平成10年4月8日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第75条の2第1項
処 分 の 概 要	過労運転に係る自動車の使用制限命令
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法施行令第26条の7(自動車の使用の制限の基準)
処 分 基 準	別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先	神奈川県警察本部交通指導課取締り係 電話 045-211-1212 内線5133
備 考	

別紙

過労運転に係る自動車の使用制限命令の処分量定

使用制限の期間の基本量定については、過労運転関係累計点数により評価し、原則として、次表に定める前歴の回数及び点数に達した場合に、それに応じた欄に該当する期間とする。

表

前歴	累計点数	6点	12点以上
	車種別		
なし	大型車等	30日	45日
	普通車	20日	30日
	二輪車等	10日	15日
一回	大型車等	45日	60日
	普通車	30日	40日
	二輪車等	15日	20日
二回	大型車等	60日	75日
	普通車	40日	50日
	二輪車等	20日	25日
三回以上	大型車等	75日	90日
	普通車	50日	60日
	二輪車等	25日	30日